

令和6年度

第11回和歌山市農業委員会議事録

日時 令和6年5月13日（月曜日） 13時00分 開会
場所 和歌山市農業委員会議室

報告事項	農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告事項	農地賃貸借契約等登録台帳の賃借人名義変更について
報告事項	農地法第18条第6項の規定による通知について
報告事項	使用貸借権の解約通知について
報告事項	農地法第5条受理通知書の返納について
報告事項	農地法第4条第1項の規定による農地転用届出について
報告事項	農地法第5条第1項の規定による農地転用届出について
議案第1号	市民農園の開設の認定について
議案第2号	和歌山市遊休農地解消対策事業に伴う遊休農地の証明願について
議案第3号	農地法第2条の農地でない旨の証明願について
議案第4号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第5号	農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について
議案第6号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
議案第7号	農用地利用集積計画について
議案第8号	非農地通知について

出席委員（18名）

1番 井口 健

4番 曾根 光彦

2番 中村 弘

5番 小方 保寛

3番 吉中 雅三

6番 井上 直樹

- 7番 谷河 績
- 9番 藤田 城司
- 10番 坂東 紀好
- 11番 笠野 喜久雄
- 12番 山本 茂樹
- 13番 丸山 勝
- 14番 吉川 松男
- 15番 堀 良子
- 16番 湯川 徳弘
- 17番 貴志 年伸
- 18番 藤井 友彦
- 19番 岩橋 章博

欠席委員（1名）

- 8番 藪 利昭

出席職員

農業委員会事務局

- 局長 奥谷 知彦
- 課長 中村 佳照
- 副課長 藤田 誠一
- 班長 中居 一樹
- 企画員 西森 和子
- 事務主任 田伏 諒
- 事務主任 清瀧 篤樹

農林水産課

- 課長 田中 克弥
- 班長 山路 裕雅
- 企画員 川上 和徳
- 企画員 岩橋 佳紀

13時00分 開会

◆奥谷局長 それでは定刻となりましたので、谷河会長よろしくお願ひします。

◆会長（谷河 績） ただいまより、第11回農業委員会総会を開会いたします。

出席委員は19名中18名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しています。

去る4月26日、井口委員、小方委員、井上委員、坂東委員によりまして現地調査並びに事情聴取が行われています。後ほど報告方よろしくお願ひします。

なお、藪委員から都合により欠席したい旨、ご連絡がありましたので、ご報告いたします。

また、農業委員会会議規則第17条第2項に規定する議事録署名委員は、吉中委員、曾根委員にお願いいたします。

それでは報告事項より始めさせていただきます。

報告事項 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、説明いたします。

◆西森企画員 番外 説明いたします。

本件は、農地法第3条の3第1項の規定による届出があったもので、11件ありました。

相続による所有権の取得が10件で、持分放棄による所有権の取得が1件です。

また、すべて市内に在住の方が相続されております。

本届出に対して受理書を交付しておりますが、本受理書は権利の移動等の効力を発生させるものではありません。

以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

（各委員の了承を得て）

それでは、ご了承いただけたことといたします。

報告事項 農地賃貸借契約等登録台帳の賃借人名義変更について、説明いたします。

◆西森企画員 番外 説明いたします。

農地賃貸借契約等登録台帳の賃借人の名義変更が1件ありました。

なお、6ページの報告事項 農地法第18条第6項の規定による通知についてのNo. 1と関連しております。

以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

（各委員の了承を得て）

それでは、ご了承いただきましたことといたします。

報告事項 農地法第18条第6項の規定による通知について、説明いたします。

◆西森企画員 番外 説明いたします。

本件は、農地法第18条第6項の賃貸借の合意解約通知で1件ありました。

なお、5ページの報告事項 農地賃貸借契約等登録台帳の賃借人名義変更についてのNo. 1と関連しております。

以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

（各委員の了承を得て）

それでは、ご了承いただきましたことといたします。

報告事項 使用貸借権の解約通知について、説明いたします。

◆西森企画員 番外 説明いたします。

使用貸借権の解約が1件ありました。

平成14年2月13日から設定されている農地法第3条の使用貸借権を合意解約するもので、解約後は和歌山県農業公社の農地中間管理事業による貸借を予定しております。

以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

（各委員の了承を得て）

それでは、ご了承いただきましたことといたします。

報告事項 農地法第5条受理通知書の返納について、説明いたします。

◆田伏主任 番外 説明いたします。

本件については、農地法第5条による市街化区域内の農地転用の届出に係る受理通知書の返納が1件ありました。

令和2年11月12日付で受理し、19日付で受理通知書を交付しましたが、営農型太陽光発電を行うにあたり、農地法第3条申請により農地を取得後、営農型太陽光発電の申請を行うべきところ、手続きを誤ったため返納後に再度申請を行うとのことです。

なお、19ページの議案第4号農地法第3条の規定による許可申請についてのNo. 11と関連です。

以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

（各委員の了承を得て）

それでは、ご了承いただきましたことといたします。

報告事項 農地法第4条第1項の規定による農地転用届出について、説明いたします。

◆田伏主任 番外 説明いたします。

本件は、農地法第4条による市街化区域内の農地転用の届出で5件ありました。

4月9日付、4月19日付で受理通知書を交付しています。

以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

（各委員の了承を得て）

それでは、ご了承いただいたことといたします。

報告事項 農地法第5条第1項の規定による農地転用届出について、説明いたします。

◆田伏主任 番外 説明いたします。

本件は、農地法第5条による市街化区域内の農地転用の届出で10件ありました。

4月9日付、4月19日付、4月30日付で受理通知書を交付しています。

なお、No. 4は、使用貸借権設定です。以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

（各委員の了承を得て）

それでは、ご了承いただいたことといたします。

続けて議案の審査に移ります。

議案第1号 市民農園の開設の認定について、提案いたします。

◆農林水産課 山路班長 番外、それでは、議案第1号「市民農園の開設の認定について」を説明させていただきます。

本件は、市民農園を開設認定するにあたり、市民農園整備促進法第7条第3項の規定に基づき、農業委員会の決定を経る必要がありますので、農業委員会のご意見をお聴きするものです。

農園開設者の・・・氏から、市民農園を5年間、運営延長したい旨の申請がありました。

前回、令和元年8月に5年間の期間で認定を受けておりましたが、前回の認定と同内容で、継続して延長したい意向です。

まず、議案第1号とお手元に配布の、資料1ページをお開きください。

今回の開設場所ですが、丸印で示しております、和歌山市・・・、いずれも地目は畑で、2筆が一体となった農地で面積は合計785㎡となっております。

資料2ページをお開きください。開設場所の詳細な位置図となっております。当該土地について、土地の所有者は・・・氏と・・・氏の共有です。

今回の認定は、令和元年に開設された・・・の5年間の認定期間が本年8月6日に満了するため、さらに5年間について、市民農園整備促進法による市民農園の認定を延長しようとするものです。

現況は市民農園で、周囲を住宅地に囲まれた市街化区域内の畑です。

27区画ありますが、現在の利用状況は2区画の空きがあるとのこと。

資料の3ページをお開きください。

これは、市民農園施設の位置等を表示した平面図となっております。

1区画20㎡の計27区画で、付帯施設として農機具格納庫、トイレ、駐車場、井戸、ゴミ置場、休憩所の設備を備えつけた農園となっております。

資料4ページから8ページをお開きください。

申請者から提出された市民農園整備運営計画を添付しております。

運営者は・・・氏で、引き続き、市民農園を運営する意向があり、地主とも期間延長について合意したため、今回の申請に至りました。

資料5ページから7ページまでは、現在の運営状況を引き続いて行う予定となっております。

主な点について説明いたします。

2番 市民農園施設の規模、その他の市民農園施設の整備についてですが、農具格納庫、資材格納庫、休憩所、トイレ、駐車場については整備済となっています。

資料8ページをお開きください。

権利の設定についてですが、支障がなければ令和6年8月頃に使用貸借権の設定を予定しています。

具体的には、和歌山市が土地所有者と使用貸借契約を締結します。

同時に、和歌山市と農園開設者とで使用貸借契約を締結します。

資料9ページに現在の写真を添付しています。

以上のように、当該申請地につきましては、これまで市民農園として高い利用率を維持しており、今後もその運営体制が継続することから、市民農園としての機能を十分に発揮するものと見込まれます。

また、市民農園整備促進法第7条第3項に掲げる1号から6号についてすべての要件を満たすと判断し、引き続いて市民農園として認定しようとするものです。

説明は以上です。

よろしく願いいたします。

◆会長（谷河 績） 議案第1号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

◆1番（井口 健） 私の理解ではレクリエーションとして農産物を作るという事ですが、多く野菜が取れた場合はこれを販売する事は可能でしょうか。

◆農林水産課 川上企画員 可能です。

◆1番（井口 健） 販売規定は法には載ってないですね。

◆農林水産課 川上企画員 法には載って

はないですが和歌山県が方針として、市民農園を設備していくのにあたり、そういった趣旨のことが書かれており、作られたものが無人販売所で売られているといった実態があります。

◆1番（井口 健） わかりました。

◆会長（谷河 績） ほかにございませんか。

ないようでございますので、議案第1号は可決と決定しました。

農林水産課の退席を認めます。

議案第2号 和歌山市遊休農地解消対策事業に伴う遊休農地の証明願について、提案いたします。

◆西森企画員 番外 説明いたします。

議案に同封している対象農地の写真をご覧ください。

本件は和歌山市遊休農地解消対策事業補助金交付要綱第5条の規定に基づいたもので、補助金の交付申請にあたり遊休農地証明書を添付する必要があり、借り手から証明願が1件ありました。

対象農地の面積は、田のみで824㎡です。遊休農地証明書交付の可否についてご審議願います。

なお、27ページの議案第7号農用地利用集積計画No. 9で利用権の設定を上程しております。

以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第2号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第2号は可決と決定しました。

議案第3号 農地法第2条の農地でない

旨の証明願について、提案いたします。

◆田伏主任 番外 説明いたします。

本件につきましては、非農地証明の交付基準に基づき、証明願の提出が9件ございました。

№. 1 50年前より山林となっている。

№. 2 50年以上前から山林となっている。

№. 3 昭和51年より住宅として利用している。

№. 4 平成15年9月頃より倉庫として利用している。

№. 5 平成15年9月頃より倉庫として利用している。

№. 6 平成15年9月頃より倉庫への進入通路として利用している。

№. 7 昭和9年頃より住宅として利用している。

№. 8 平成16年以前より共同住宅として利用している。

№. 9 昭和46年頃より住宅及び進入路として利用している。

これらは、非農地証明の交付条件(4)もしくは(5)の土地であり、(7)から(9)の条件を満たしていると思われま

す。

◆会長(谷河 績) 議案第3号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

(異議なし、との声)

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第3号を可決と決定しました。

議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について、提案いたします。

◆清瀧主任 番外 説明いたします。

本件は、農地法第3条の規定に基づく許可申請で17件ありました。

これらの案件は、調査の結果、耕作等に支障がないこと、当該農地の権利を取得しようとする者は、その取得後において全ての農地を効率的に耕作し、農作業に常時従事すると認められるなど、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると思われま

す。

なお、№. 1は新規耕作で贈与です。作付作物は白菜、キャベツで、農機具は妻の父がトラクターを所有しているとのことです。

№. 2は贈与です。

№. 3は新規耕作です。

作付作物はえんどう、じゃがいも、すいか、ブルーベリーで、農機具は草刈り機やトンガ、クワを所有しているとのことです。

№. 4は新規耕作で贈与です。

作付作物はじゃがいも、キャベツ、大根で、農機具はクワを所有しており、その他は父から借り受けるとのことです。

№. 5は新規耕作です。

作付作物はブロッコリー、キャベツ、里芋で、農機具は耕運機を所有しており、トラクターを購入予定しているとのことです。

№. 6は市街化区域です。

№. 8は新規耕作です。

作付作物は苺で、農機具はトラクター、草刈り機、軽トラックを所有しているとのことです。

№. 9は市街化区域で新規耕作です。

作付作物は里芋、たまねぎ、じゃがいもで、農機具はトラクターと耕運機を所有しているとのことです。

№. 11は市街化区域で報告事項農地

法第5条の受理通知書の返納No. 1と関連があります。

No. 12は市街化区域です。

No. 15は新規耕作です。

作付作物はさくらんぼ、レモン、デコポン、みかん、柿で、農機具は耕運機、草刈り機、クワを所有しているとのこと。

No. 17は新規耕作です。

作付作物は水稻で、農機具はトラクター、耕運機、草刈り機、軽トラックを所有しているとのこと。

なお、No. 1とNo. 3、No. 5、No. 9については現地調査及び事情聴取を行っておりますので、担当委員から報告があります。

以上です。

◆会長（谷河 績） No. 1について、現地調査並びに事情聴取を行っておりますので小方委員さん報告願います。

◆5番（小方 保寛） 議案第4号農地法第3条の許可申請No. 1の新規就農について報告申し上げます。

4月26日金曜日に、井口委員と私並びに事務局で、現地調査と事情聴取を行いました。

申請者は・・・歳、和歌山市・・・に住の・・・で、妻の父が当該農地の所有者であります。高齢のためこの農地の耕作を継承する話がまとまりました。

申請者は農業経験がないが、妻は小さい頃から父親のお手伝いをしながら農業に親しみ、家庭での会話にも農業の話がでてるなどで、興味がわいています。

当該農地は・・・、地目は田で、現状は野菜の栽培を行い畑として活用している様子です。

申請者の自宅から11km、車で20分の距離であり、妻と2人で当面は白菜・キャベツ等を栽培する計画です。

農機具類はトラクター1台確保しており、父親所有の農機を借り受ける計画とのこと。

また、周辺の就農者の取り決めに従い農薬等の使用を教わりたいなど、農業に対する意欲、周囲への協調性が認められます。

現地調査の結果も、農地は整地されており、野菜も少し栽培されている様子で、すぐにでも就労可能な状態です。

また農地の一角に農業用倉庫があり、作業がやりやすい感じが受けられます。

以上の点から、特段問題がないものと思われました。

各委員の慎重な審査をお願いします。

◆会長（谷河 績） ありがとうございます。

No. 3、No. 5について坂東委員さん報告願います。

◆10番（坂東 紀好） 議案第4号No. 3農地法第3条の規定による許可申請について、去る4月26日に井上委員、事務局とともに現地調査ならびに譲受人より事情聴取を行いましたのでご報告いたします。

申請地の概要は資料のとおりであります。譲受人の自宅に隣接している農地であり、現在において譲渡人より圃場管理を依頼され野菜や花などを栽培しています。

その様な経緯もあり当事者間で話し合いがまとまったものです。

譲受人は和歌山市内に賃貸物件を所有し、年金受給と合わせ経済的にも生活は安定していると思われれます。

農業においては販売農家を目指すのでは

なく妻とともに農業を人生の生きがいとして自給的農家を営むものであります。

また、営農に必要な最低限の農機具も所有され、かつ自宅隣接地と利便性もあり持続的に農業を営むものと判断します。

委員各位の審議をお願いし、報告を終わります。

つづいて、議案第4号No. 5農地法第3条の規定による許可申請について、去る4月26日に井上委員、事務局とともに現地調査ならびに譲受人より事情聴取を行いましたのでご報告いたします。

譲受人は和歌山市・・・に居住し、・・・を生業としております。

以前より農業に興味を持ち国際文化カレッジの家庭園芸講座により農業スキルを習得し、3年前より自宅近くの農地を借り野菜栽培をしているとの事です。

今回の申請地は資料のとおりであります。譲渡人は県外に居住し・・・と高齢でもあり、今後耕作を続けていくのが困難であり、以前より面識のあった関係で話合いがまとまったものであります。

譲受人は今後、妻とともにブロッコリー、キャベツ、里芋等を栽培し、将来的には地元直売所や直販で販売する計画です。

また、50㎡程度の倉庫と耕運機等の一連の農機具も所有しており、営農には問題ないと思われます。

なお、事情聴取する過程においても農業に対する熱意も感じられ今回の申請に特段の問題がないと思われます。

委員各位の審議をお願いし、報告を終わります。

◆会長（谷河 績） ありがとうございます。

No. 9について井上委員さん報告願います。

◆6番（井上 直樹） 議案No. 9について説明します。

去る4月26日に坂東委員と私並びに事務局で現地調査並びに譲受人及び仲介業者である不動産業者より事情聴取を行いました。

申請者は・・・歳の主婦で、結婚を機に実家を離れ・・・に在住していますが、子供も独立し、農作業に従事したいと考え、購入を決定したとのことです。

また、譲渡人は譲受人の甥にあたり、譲渡人が農地を相続したが、・・・であることから管理をしていくことが困難なため、農地を探していた譲受人との間で売買が成立したとのことです。

また、譲受人が・・・のため、通作に問題ないかを事情聴取で確認したところ、申請地の隣に娘夫婦が家を購入したため、娘夫婦とともに農地の管理をしていくので問題ないとの回答でした。

申請地は、1枚の田で営農はしていませんが、定期的に草刈り等の管理をされており、営農を再開するのに特に支障がないかと思われます。

申請者は、和歌山市内の実家で農業の手伝いをしていた経験もあり、農業技術に関しては問題ないと思われます。

農機具は耕運機、草刈機を所有しているとのことです。

以上の点から特段問題のないものと思われますが、各委員の慎重な審査をお願いいたします。

◆会長（谷河 績） ありがとうございます。

議案第4号について、説明、報告が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

(異議なし、との声)

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第4号を可決と決定しました。

議案第5号 農地法第4条1項の規定による許可申請に対する意見について、提案いたします。

◆田伏主任 番外 説明いたします。

申請地の場所を示した簡易地図を議案と共に配布していますので合わせてご覧ください。

No. 1 申請地は、・・・に位置し、おおむね300m以内に鉄道の駅があるため第3種農地に該当します。

申請人は、和歌山市内に在住する個人で、高齢により農地の維持管理に苦慮していたため、土地の有効利用について考慮の末、周辺に鉄道の駅や小学校がある当該申請地を長屋住宅に転用申請するものです。

なお、開発許可申請中です。

No. 2 申請地は、・・・に位置し、おおむね300m以内に鉄道の駅があるため第3種農地に該当します。

申請人は、和歌山市内に在住する個人で、申請地部分の土地形状が耕作に不向きなものであり、土地の有効利用について考慮の末、当該申請地を看板用地として転用申請するものです。

これらの案件は一般基準を満たしていると思われま。

以上です。

◆会長(谷河 績) 議案第5号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

(異議なし、との声)

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第5号は可決と決定しました。

議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、提案いたします。

◆田伏主任 番外、説明いたします。

申請地の場所を示した簡易地図を議案と共に配布していますので合わせてご覧ください。

No. 1 申請地は、・・・に位置し、おおむね300m以内に鉄道の駅があるため第3種農地に該当します。

申請人は、・・・の車で訪者のための駐車場が不足していたため、当該申請地を露天駐車場として転用申請するものです。

No. 2 申請地は、・・・に位置し、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にあるため第1種農地に該当しますが、集落に接続して設置される住宅であり、不許可の例外に該当すると思われま。

申請人は現在、賃貸住宅に居住していますが、現在の住まいが手狭になってきたことや、また今後農業を継承したいという目的から、実家や耕作地にも近い当該申請地を農業者住宅へ転用申請するものです。

なお、使用貸借権の設定で、平成29年11月14日付で農用地区域を除外しております。

これらの案件は一般基準を満たしていると思われま。

以上です。

◆会長(谷河 績) 議案第6号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

(異議なし、との声)

ご意見、ご質問がないようでございますので可決と決定しました。

議案第7号 農用地利用集積計画について、提案いたします。

◆西森企画員 番外 説明します。

利用権新規設定における農地所在地図を議案と共に配布しておりますのであわせてご覧ください。

本件は、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定で、新規の契約が14件ありました。

賃借権が2件、使用貸借権が12件の設定で、貸借期間は議案書のとおりです。

また、No. 1からNo. 12については、農業委員会による利用権の新規設定、No. 13、No. 14については、農地中間管理事業による新規の設定です。

面積は、田が31,555㎡、畑が1,182㎡、総面積が32,737㎡です。

また、うち農地中間管理事業による設定が2件あり、面積は、田のみで8,565㎡です。

なお、No. 3は松尾推進委員、No. 6は藪農業委員、No. 8からNo. 10は辻推進委員によるあっせんで貸借が成立したものです。

なお、23ページのNo. 2および26ページのNo. 7については、新規就農でかつ面積が1,000㎡以上のため、現地調査ならびに事情聴取を行っておりますので、担当の委員さんより報告があります。

以上です。

◆会長（谷河 績） No. 2について、現地調査並びに事情聴取を行っておりますので井口委員さん報告願います。

◆1番（井口 健） 現地調査報告議案

第7号No. 2について報告します。

本件は、農業経営基盤強化促進法による利用権設定の新規就農案件です。

現地調査は4月26日、私と小方委員それに事務局と共に実施し、当日申請者本人、・・・1人が出席して事情聴取を行いました。

申請地については議案書及び説明資料のとおりであり、・・・に位置する第2種農地です。地目は田と畑で、利用権を設定してオリーブやブルーベリーの果樹栽培を行うものです。

なお、進入路については、軽自動車が1台通れるだけの狭い道路となっています。

申請者については・・・で勤務したのち、農業に興味があったので、定年後に妻の実家である・・・に移住してきたものです。

荷物などはワンルームのアパートを借りてそこに保管しているとのことでした。

農業経験はありませんが、・・・には親戚もあり、指導を受けながら営農することです。

この農地も知人の紹介で決めています。

また、小豆島でオリーブの苗木を18本購入するなど農業への意欲を示しています。

農機具は、軽トラ・噴霧器・草刈り機などであり、その他必要なものは借りるなどして準備できるそうです。

対象農地の現況については、妻の実家からは2～3kmの距離であり、すでに知り合いの協力を得てきれいに整備された農地となっています。

苗木も多く植えられており、中央部分には鉄骨の休憩所やコンクリートブロックのカマドを設置、魅力ある農地となるよう努

力していることが推察されました。

ただ、イノシシ対策に電柵その他の有効な手段を検討中であり、和歌山市の担当部署に相談したい、とのことでした。

現地調査の結果については、耕作放棄地が増加する中、農業の後継者として期待できると思われました。

報告は以上です。

この件に関し特に問題はないと考えますが、各委員の慎重なご審議をお願いいたします。

以上です。

◆会長（谷河 績） No. 7について、小方委員さん報告願います。

◆5番（小方 保寛） 議案第7号農用地利用集積計画の許可申請No. 7の利用権設定、新規就農について報告申し上げます。

4月26日（金）に、井口委員と私並びに事務局で、現地調査と事情聴取を行いました。

申請者は・・・で、当該農地の所有者は祖母であります。このたび申請者がこの農地の耕作をするのが適任と話がまとまりました。

申請者は、農家に育ち父親の手伝いをしながら会社員との兼業で現在に至っています。

当該農地は・・・、地目は田で、申請者の自宅は車で10分程度の距離であり、米作をする計画であり、必要な農機具類は父親所有の農機を借り受ける計画であり、倉庫も近くにあるとのこと。

また、周辺の就農者の取り決めに従い農薬等の使用を教わりたいなど、農業に対する意欲、周囲への協調性が認められます。

現地調査の結果、農地は整然と整地されており、地形も長方形であり、就労がやりやすいと感じられます。

以上の点から、特段問題がないものと思われました。

各委員の慎重な審査をお願いします。

◆会長（谷河 績） ありがとうございます。

議案第7号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第7号は可決と決定しました。

議案第8号 非農地通知について、提案いたします。

◆清瀧主任 番外 説明いたします。

本件については、国からの通知である「農地法の運用について」第4（3）の規定に基づき、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないと判断するものです。

令和6年1月18日、三田地区和田で（58件、109筆）を和田推進委員とともに、令和6年2月14日、東山東地区山東中で（16件、28筆）を且来推進委員とともに、令和6年3月21日、岡崎地区寺内及び森小手穂で（23件、48筆）を和田推進委員とともに現地調査を行ったものです。

非農地通知書の交付基準に基づき、対象であると認められる農地の所有者に対し非農地判断に係る事前通知を行ったところ、非農地通知依頼書12件の提出がありました。面積はすべて畑で29筆、3,974.91㎡です。

議案書番号1～12について、非農地通

知書の交付基準、農業的利用を図るための条件整備（基盤整備事業の実施等）が計画されていない土地であって、20年以上前から森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合の条件を満たしていると思われ

ます。

なお、各地区の土地改良区等と協議済

以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第8号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第8号は可決と決定しました。

議案は以上となります。

◆奥谷局長 事務局からその他の報告がございますので、報告させていただきます。

◆中居班長 番外 説明いたします。

令和5年度最適化活動実績一覧について。お手元にお配りしていますA3横の資料をご覧ください。

本件について、農業委員会は、前年度の活動の点検・評価を6月末までに公表することとなっておりますが、それに先立ち、各委員の活動内容等について、農業委員会で確認し、意見をまとめることとなっております。

資料に各地区の活動実績一覧をまとめましたので、ご説明します。

まず、左から地区番号、地区名、農業委員名、推進委員名、委員数、各地区の農地面積を記載していますので、参考にご確認ください。

なお、令和5年度は改選がございました

ので、委員さんが変更になった地区は、2段書きで、上段が新委員、下段が旧委員を記載しております。

活動実績についてご説明します。

活動実績にかかる評価は、大きく分けて、左から担い手への集積面積、遊休農地の解消面積、新規参入の促進面積とあり、それぞれの目標と実績を記載しています。

担い手への集積面積の新規増加分については、認定農業者等の担い手が令和5年度中に拡大した農地面積を各地区の農地面積で按分しています。

下段の合計欄をご覧ください。

目標15haに対して実績22.8haとなり、各地区とも目標値を達成しています。

累計欄については、参考にご確認ください。

次に遊休農地の解消面積についてご説明します。

令和5年度の農地パトロール等で解消した面積を地区ごとに集計し、実績として計上しています。

過去からの継続調査分は、令和4年度から令和8年度までの5年間で解消する計画となっており、各地区とも概ね目標を達成しています。

なお、前年度（令和4年度）に発生した遊休農地は令和5年度中の1年間ですべて解消することが目標と決められているため、目標を下回る形となっています。

最後に新規参入の促進面積についてですが、各地区で、新規就農者に貸付けをした地主の所有する農地面積を集計し、実績として計上しています。

これらの活動成果に加え、月平均10日

を目標とする活動日数等を加味し、意見をまとめますが、全体としては、活動日数は、目標まではいっていませんが、担い手への集積面積や継続分の遊休農地の解消面積は概ね目標を達成しています。

農地法第3条の新規取得にかかる追跡調査結果について。

令和5年4月に農地法第3条が改正され、下限面積要件が撤廃されてから1年が経過しました。

新規取得後、6か月経過した農地について、推進委員さんに追跡調査をお願いしていますので、経過をご報告させていただきます。

令和5年4月から9月までの6か月間で13件の調査を行いました。

一覧表をご覧ください。

左から、総会日、譲受人の住所、氏名、所在農地、地目、面積を記載しています。

調査結果ですが、13件のうち12件は耕作できる状態にあります。

4月の1件のみ購入したままの状態でしたが、聞き取りした結果、購入当初は農業の経験のある父から教えてもらいながら作業をすすめる予定でしたが、5月に父が亡くなり作業に着手できていないが、少しずつ作業を進めたいとのことでした。

地域計画にかかる意向調査について。

先月各地区で地区別打合せ会を実施しましたが、そこで皆様にごいただいた意見をもとに意向調査書等を修正しましたので、お配りします。

簡単にご説明します。

案内文(案)は次のとおりです。

送付は5月下旬から6月初めとし、期日は、6月28日までの回答とする予定です。

下段に、回答する上で特に注意いただく点を記載しました。

・調査対象は市街化調整区域と記載しました。

・意向調査書の1枚目で地域計画に参加するかどうかを選べるようにしました。

・意向調査書の2枚目の農地ごとの調査で、筆ごとに地域計画への対象とできるようにしました。

・農地の場所がわからない問い合わせが想定されますので、インターネット上で場所を確認できる eMAFF 農地ナビへの案内の旨を記載しました。

「地域計画の策定について」をご覧ください。

下段の「地域計画を策定すると…」と書かれた欄の一番下の3項目にメリット・デメリットを記載しました。

「今後の農業経営に関する調査」の1枚目をご覧ください。

上段の制度の説明が重複していたので、整理しました。

中段に、地域計画への参加等についてと薄く網掛けをしているところは、①地域計画に参加する、②地域計画に参加しないを選択できるようにしました。

アンケートの協力にあたってのご留意点で、一部をよりわかりやすいように修正しました。

1枚めくっていただいて、2枚目をご覧ください。

5筆まで記載できるようにしました。

問3で、⑤用途未定(転用等)にチェックすることで、その農地は地域計画の対象外とすることにしました。

主な変更点は以上です。

また、お手元に担当区域の意向調査リストを準備しています。

一部、外字等で文字が変換されているものがございますが、こちらは送付時に住基情報と農地台帳情報と突き合わせて確認したうえで、変換し送付します。

現リストでは、横にフリガナ欄を設けていますので、こちらでご確認いただければと思います。

農地問題調査研究小委員会の開催について。

本日、農地問題調査研究小委員会を開催します。

内容は、資材置場等目的での農地転用許可の取扱いについてです。

中村委員、吉中委員、井上委員、谷河委員、山本委員、丸山委員、湯川委員、藤井委員は引き続きお願いします。

総会終了後、休憩を10分間はさんで再開します。

以上です。

◆会長（谷河 績） その他、何かございませんか。

なければ、第11回総会を閉会いたします。

14時 閉会